

成人健康相談



日時 7月26日(火)午後1時～4時(要予約)

会場 市保健センター

内容 ▽健康や栄養についての相談会▽血管年齢測定▽体組成測定など

持ってくる物 各種検診結果票・健康手帳・お薬手帳など
相談対象者の健康状態が分かる物

その他 ▽相談は家族など本人以外でも受け付けます▽ペースメーカー利用者は体組成測定を行いません

問い合わせ 健康づくり課(☎402808)

地域のチカラで明るい社会

7月は「社会を明るくする運動」の強調月間です。

この運動は、全ての国民が犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生に理解を深め、

力を合わせ犯罪や非行のない明るい社会を築こうとするものです。

運動の一環として、市では期間中に更正保護事業活動資金の募金を行います。

昨年は319万4173円のご協力をいただき、犯罪防止のためのパトロールや声掛け運動、保護司・更生保護女性会活動、薬物乱用防止の啓発、社会を明るくする運動の広報用品を市内中学校へ配布するなどのさまざまな活動に利用しました。

皆様のご理解とご協力をお願いします。

問い合わせ 福祉課(☎40297)

子宮頸がんワクチン 予防接種償還払い



令和3年11月から積極的な接種勧奨が再開された子宮頸がんワクチンについて、接種

勸奨が差し控えられていた期間の定期接種対象者で、対象年齢を過ぎて任意で接種した人に、その費用の一部を助成します。該当する人は申請をしてください。

対象 次の要件を全て満たす人▽平成9年4月2日～17年4月1日の間に生まれた女性で、定期接種の対象年齢(中学1年～高校1年生の年齢)を過ぎてから子宮頸がんワクチンを任意で接種した(自費接種のみ)▽令和4年4月1

日時時点で市に住民票がある
※接種したワクチンは2価・4価のみ対象です。9価は対象になりません
持ってくる物 ▽任意で接種したことや接種回数を確認できるもの(母子手帳、予防接種済証または接種済の記載があるもの、予診票の写しなど)▽実費で支払ったことが確認できるもの(領収証など)。
手元がない場合は問い合わせてください▽助成金の振込先が分かる通帳やキャッシュカードの写し

その他 ▽令和4年5月末までに、積極的な接種勧奨を差し控えている間に定期接種の対象者であった、平成9年4月2日～17年4月1日生まれの女性で、子宮頸がんワクチンを接種していない人に予診票を郵送しています。転入などで手元に予診票が届いていない人は子ども課まで問い合わせください▽自費接種をした人は接種情報を市で把握できていないため、予診票が届く可能性があります

申請・問い合わせ 子ども課(☎4022608)

救急車を売却します

インターネット公有財産売却システムを利用して、救急車売却の一般競争入札を実施します。参加申し込みや入札は「KSI官公庁オークション(https://kankocho.jp)」のホームページから受け付けます。

申込期間 7月15日(金)午後1時～8月1日(月)午後2時

入札期間 8月15日(月)午後1時～22日(月)午後1時

物件下見 8月2日(火)午後1時30分～4時(要予約)

下見会場 消防本部

問い合わせ 多野藤岡広域市町村圏振興整備組合(☎241621)



重度心身障害者医療費助成に所得制限が導入されます

福祉医療制度を利用している重度心身障害者および高齢重度障害者の人を対象に、令和5年8月から所得制限が導入されます。所得制限基準額を上回る人は令和5年8月1日から福祉医療制度の助成対象となりません。公平性の確保や福祉医療制度を将来にわたって安定的に運営していくために、ご理解をお願いします。

所得確認の対象 受給資格者本人および同居する配偶者・扶養義務者
※扶養義務者とは以下の全てに該当する人▷受給資格者の直系血族および兄弟姉妹▷受給資格者の生計に要する費用の大半を負担している▷受給資格者と同一の住民票に記されている(実際は別居していても、住民票を移していない場合は該当)

所得制限の基準 一般的な所得以下の世帯の人は、引き続き助成の対象となります。詳しい基準額は、下記の表を確認してください。

扶養親族などの数	受給資格者本人		配偶者または扶養義務者	
	所得制限基準額	収入額の目安	所得制限基準額	収入額の目安
0人	360万4,000円以下	約518万円	628万7,000円未満	約831万9,000円
1人	398万4,000円以下	約565万6,000円	653万6,000円未満	約858万6,000円
2人	436万4,000円以下	約613万2,000円	674万9,000円未満	約879万9,000円
3人	474万4,000円以下	約660万4,000円	696万2,000円未満	約901万2,000円

▷対象となる所得は、給与所得・譲渡所得・不動産所得・雑所得(年金)などです。ただし、障害年金や遺族年金などの非課税所得は対象となりません

▷受給資格者本人および配偶者・扶養義務者のいずれかが所得制限基準額を上回る場合は、助成対象となりません

▷収入額の目安は、給与所得者を例とした額です

▷所得制限基準額は、特別障害者手当に準拠しているため、制度改正により変更となる場合があります

▷判定は前年の所得を対象に行います(令和5年8月の判定は令和4年中の所得が対象となります)

問い合わせ 保険年金課(☎402259)

身体障害に関する巡回相談会

県心身障害者福祉センターの職員や医師が、身体障害に関する相談や補装具(義手や義足など)の給付の相談を受け付けます。

日時 8月3日(水)午前10時～正午

会場 市福祉会館

※障がいや重いなどの理由で会場まで来ることができない

その他

下水道排水設備工事責任技術者資格認定共通試験
下水道排水設備工事責任技術者資格試験が実施されます。詳細は下水道課・県下水道協会ホームページを確認してください。

試験日 10月16日(日)

会場 高崎経済大学(高崎市上並榎町)

受験料 8500円

受験申込書の配布 8月1日(月)～31日(水)・日曜日、祝日を除く)に市役所下水道課で配布

問い合わせ 下水道課(☎402327)

古文書は大切な文化財です



家庭で保管されている古い物の中に古文書はありますか。明治以前の古文書は当時の歴史や文化を知る上で大切な資料です。古文書の廃棄などを検討している人は、文化財保護課へ相談してください。

問い合わせ 文化財保護課(☎225997)

中小企業退職金共済制度

国がサポートする中小企業のための退職金制度です。従業員の福祉の向上と雇用の安定のために活用してください。

内容 ▽掛け金の一部を国が助成▽掛け金は全額非課税で手数料も不要▽社外積立なので管理が簡単▽パートタイマーや家族従業員も加入できます

問い合わせ 中小企業退職金共済事業本部(☎03・6907・1234)

イベント

図書館情報

講座・教室

募集

スポーツ

健康福祉

その他